

武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）が武蔵野市健康福祉総合計画（以下「健康福祉総合計画」という。）に基づく施策を実施することで、全ての市民が、その年齢、状態及び国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を推進していくため、武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「健康福祉総合計画」とは、次に掲げる計画を総称する計画をいう。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画
- (3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画
- (5) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画
- (6) 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画

(所管事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 健康福祉総合計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域支援体制の整備に関し市長が必要と認める事項

2 推進会議は、社会福祉法第55条の2第6項の規定により、社会福祉法人（同法第22条に規定する社会福祉法人をいう。）が作成しようとする地域公益事業（同法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業をいう。以下同じ。）を行う社会福祉充実計画（同条第1項に規定する社会福祉充実計画をいう。）に係る当該地域公益事業の内容及び事業区域（同条第3項第2号に規定する事業区域をいう。）における需要について意見を述べる。

(組織)

第4条 推進会議の委員は、次に掲げる者で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 公募による者

(座長及び副座長)

第5条 推進会議に座長1人及び副座長若干人を置き、座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する。

2 座長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長が必要と認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。